

第21号(1)

(通巻第65号)

平成27年12月

特別支援教育 ほっかいどう

Journal of Special Needs Education in HOKKAIDO

特集

特別支援教育における「合理的配慮」の
拡充を目指して

～共生社会の形成に向けた

インクルーシブ教育システム構築のために～

北海道立特別支援教育センター

特別支援教育ほっかいどう (通巻第65号)

特 集

特別支援教育における「合理的配慮」の拡充を目指して
～共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のために～

はじめに

特別支援教育における「合理的配慮」の拡充を目指して

北海道立特別支援教育センター所長 木 村 宣 孝 …1

提 言

合理的配慮の考え方

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所教育支援部 総括研究員

田 中 良 広 …2

実践1

個別の支援計画「すくらむ」を活用した効果的な引継ぎ

～一人ひとりを大切にする支援へ～

旭川市エール保育園 園長 岩 崎 安貴子 …7

実践2

芽室町発達支援システム

～早期からの支援の充実～

芽室町子育て支援課子育て支援係 主査 清 末 有 二…12

北海道立特別支援教育センター研究報告

研究紀要ダイジェスト

「特別支援学校における支援機器を活用した言語活動の充実に関する研究」

～肢体不自由教育における支援機器の活用による授業の改善・充実～

…17

北海道立特別支援教育センターからのお知らせ

冬季講座と公開講義のご案内

…19

はじめに

特別支援教育における「合理的配慮」の拡充を目指して

平成 24 年 7 月に、中央教育審議会初等中等教育分科会より「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」(報告)が出され、この中でインクルーシブ教育システム構築のために個人に必要な「合理的配慮」の提供が必要であることが示されました。

「合理的配慮」(reasonable accommodation)については、特別支援教育に関する特別委員会において「障がいのある子どもが、他の子どもと『平等に教育を受ける権利』を享受・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適切な変更・調整を行うことであり、障がいのある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものであり、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を逸した又は過度の負担を課さないもの」と定義されています。

合理的配慮の提供に当たっては、次の三つの観点、すなわち「①教育内容・方法」、「②支援体制」、「③施設・設備」の観点から、児童生徒の「確かな学び」を実現するとともに、学校生活に必要な支援を一人一人の障がいの状態や教育的ニーズを踏まえて対応できるように具体化することが大切になります。

「合理的配慮」の具体化においては、その基礎となる環境整備(基礎的環境整備)を構築しつつ、各学校において一人一人の適切な理解と教育的ニーズの把握に基づいて保護者や児童生徒本人との合意形成によって形づくられていくものであり、限られた資源を最大限に活用しながら実現していくプロセスを充実させていくことが求められます。

今年度の「特別支援教育ほっかいどう」では、「特別支援教育における『合理的配慮』の拡充を目指して」をテーマとし、有識者による「合理的配慮」の詳細な解説、本道における「インクルーシブ教育システム構築モデル地域事業」や、各校種における先進的な取組などを中心に紹介し、編集いたしました。

本誌が、本道におけるインクルーシブ教育システム構築にむけた児童生徒一人一人の「合理的配慮」の実現、充実に寄与するものとなることを切に願っております。

平成 27 年 12 月

北海道立特別支援教育センター所長

木 村 宣 孝



1 はじめに

平成 24 年 7 月、文部科学省により「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」が公表されたことを契機として、以前にも増して様々な場面で「合理的配慮」という言葉が聞かれるようになりました。

しかし、この「合理的配慮」が広く知れ渡るにつれて、それとは裏腹に、その考え方や具体的な内容は理解されないまま、「合理的配慮」という言葉だけが一人歩きをしているように思います。

本稿では、「合理的配慮」が求められるようになった社会的背景を振り返るとともに、本来、欧米において考えられてきた「合理的配慮」がどのようなものであるかを整理することにより、我が国における合理的配慮の在り方を探ってみたいと思います。

2 社会的背景

平成 18 年 12 月に国連総会において「障害者の権利に関する条約」（以下、「本条約」とする。）が採択され、我が国においても平成 19 年 9 月に署名し、平成 26 年 1 月に批准の運びとなりました。

本条約は国際条約であることから、法的序列は日本国憲法の次に位置付けられ、これを遵守することが強く求められています。

本条約の第 24 条「教育」では、「人間の多様性を尊重すること、障害者が可能な限りその能力を最大限に発達させること」を求めるとともに、「障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないこと」を求めています。さらに、その権利の実現に当たり確保するものの一つとして、「個人に必要とされる合理的配慮が提供されること。」を位置付けています。

そして、本条約の第 2 条「定義」において「『合理的配慮』とは、「障害者が他の者と平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」とされています。

本条約の署名から批准に至るまで、国内法制度の整備が行われおり、障害者基本法や学校教育法施行令の一部改正などは、その影響によるものと考えられます。

特に、学校教育法施行令の一部改正において、これまで就学基準に示されている障がいのある子どもは、原則特別支援学校に就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障がいの状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みに改められました。

また、本年 6 月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）が制定されました。この障害者差別解消法は、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的としています。

このような障がい者を取り巻く社会状況を考えますと、インクルーシブ教育をより一層推し進めていくとともに、そのための合理的配慮を適切に提供していかなければなりません。

3 通常の学習カリキュラムへアクセスするという考え方

「合理的配慮」という用語は、reasonable accommodation という英語を邦訳したものです。この reasonable accommodation とは、元々は accommodation に reasonable（理にかなった、適当な、無理のない）という形容詞が前置されたものです。

そして、accommodation とは、modification と共に障がいのある子どもたちがインクルーシブ教育を受けるために必要な「学習カリキュラム上の変更」を指しています。

つまり、欧米では通常の学習カリキュラムに何らかの変更を加えることによって、障がいのある子どもたちも履修できるようになるという考え方、つまり通常の学習カリキュラムへのアクセスを可能にすることにより、障がいのある子どもたちが通常の学級の授業に参加することができるという考え方採っているのです。

では、accommodation (アコモデーション) と modification (モディフィケーション) とはどのようなものでしょうか。図1は、アコモデーションとモディフィケーションを介した通常の学習カリキュラ

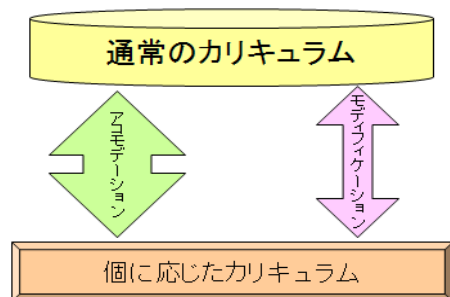


図1

アコモデーション (accommodation)	モディフィケーション (modification)
障害のある子供が学習内容を理解したり、与えられた課題に取り組んだりする際に、障害の状態等に応じて学習環境や内容のフォーマット等に変更を加えること。(アクセシビリティを保障すること。) <具体例> 手話通訳、音声読み上げ、テスト時間の延長等	学習内容の全てを理解することが難しい子供のために、学習カリキュラムに(質的な)変更を加えること。 <具体例> 通常の学級で学んでいる知的障害のある子供のために、易しい課題にしたり、単純化したり、課題数を減らしたりすること。

表1

ムと個に応じたカリキュラムとの関係を示したものです。通常の学習カリキュラムへのアクセスにあたり、それぞれの矢印の太さは学習内容の分量を示しています。両者の違いは、アコモデーションが方法やフォーマットの変更を行うことによって、他の子どもたちと基本的には同じ内容を学習するのに対して、モディフィケーションは質的な変更を行うことによって、結果的には他の子どもたちよりは少ない学習課題を達成しようとするものです。表1に示したように、端的に言えば、アコモデーションは知的な遅れがない場合の変更や調整であり、モディフィケーションは知的な遅れがある場合に採られる方法と言えます。

4 なぜ「合理的」配慮なのか

上述したことから、reasonable accommodation (合理的配慮) は、accommodation (配慮、変更) から派生した言葉であることが分かります。

では、なぜ「合理的」配慮なのでしょう？この解釈については様々な考え方があるかと思いますが、私は次のように解釈するのが、まさに合理的であると考えています。

人権意識の強い欧米では、多くの保護者が障がいのある子どもを通常の学級に就学させたいと考えています。そして、そのような保護者の中には我が子のために人的、あるいは財政的に特殊学校（特別支援学校）と同様の配慮を要求する人たちも少なくありません。そして、学校側はそのような通常の学級への就学や個別の要求を正当な理由なく拒否することはできません。ただし、そのような要求の全てを受け入れることは現実的には不可能なことです。

ですから、学校側では当該の子どもを通常の学級において受け入れるにあたり、この程度の配慮であれば提供することが可能であるという内容を「合理的配慮」として保護者に示し、それを保護者が受け入れることにより就学が認められることとなります。実際の手続きは、関係者による IEP ミーティングを通じて保護者と学校側が協議を行い、具体的な合理的配慮の内容が決められることとなります。

5 欧米における合理的配慮の例

上述した「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」では、我が国における「合理的配慮」の考え方として、「合理的配慮」と基礎的環境整備の関係が示されています。これらは端的に言えば、特定の個人のためのものではない（国・都道府県・市町村・学校等による）環境整備の視点と、特定の個人のための（設置者・学校が提供する）「合理的配慮」

を明確に区別しています。

これに対して、欧米の「合理的配慮」は、誰が「合理的配慮」を提供するかの区別を特には定めてはいません。表2はノースカロライナ州における「学校に対して要求できる合理的配慮の分類」ですが、これによると、①アクセシビリティ、②補助機器とサービス、③バリアの除去、④施設の改築と新築、⑤介助動物の5区分が示されています。

また、アメリカ合衆国の連邦法である1973年リハビリテーション法の第504項では、学校における「合理的配慮」の例として以下の事柄を挙げています。

- 車いすを使っている児童生徒がより長く楽しむことができるように授業終了の数分前に退室することを認めること
- 視覚障がいのある児童生徒が学習についていけるように拡大教材を提供すること
- 注意欠陥障がいや他の学習障がいのある児童生徒にテスト時間の延長を認めること
- 落ち着きがなく授業に集中できない児童生徒には十分な学習活動スペースを与えること
- 新入生や転入生には柔軟に変更できる日課を準備しておくこと

このように見ていくと、合理的配慮が個別に提供されるとは言え、そのおおよその内容を伺い知ることができます。

6 特別支援学校における合理的配慮とは

上述したように欧米では、障がいのある子どもが特殊学校（特別支援学校）においてではなく、小中高等学校の通常の学級へ就学する際に提供される変更や調整が「合理的配慮」とであると定義されています。これに対して、我が国における「合理的配慮」は、どのような場で学習するか否かの区別をしていません。

このことが、場合によっては我が国における「合理的配慮」を考える際に、多少の混乱をもたらしているように思われます。それは、特別支援教育に携わっている人たちの中に、特別支援学校においては個々の児童生徒の障がいの状態や特性等に応じて合理的配慮が十分に提供されていると考えている人たちが多くいると思われるからです。

そこで、特別支援学校における「合理的配慮」に関して役割や教育課程等の特徴を踏まえ、以下のよう、その考え方を整理してみました。

① 均衡を逸した又は過度の負担を課さないこと

過度な財政的、人的負担を伴わない配慮であることは「合理的配慮」の基本原則となっています。

このことから、多額の財政的措置を講じなくてもできることを実行することが先決です。

② 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導を充実させること

1. アクセシビリティ

障害のある児童生徒は、教材やサービスに関して障害のない児童生徒と全く同じか、あるいは実質的に類似したものをを使用することを担保されなければならない。学校は障がいのある児童生徒に効果的なコミュニケーション手段とともに、アクセスできる校舎、活動、プログラムを提供しなければならない。

2. 補助機器とサービス—通訳者

（権利Ⅲの条項において）補助機器とサービスは合理的配慮と見なされている。たとえば、認定通訳者、補聴器、ノートテイク、プリント教材、認定朗読者、テキストの録音、点字・拡大教材である。

3. バリアの除去

障がいのある児童生徒のための教材やサービスが他の児童生徒と全く同じか、実質的に類似したものを提供するために、（権利Ⅱの条項では、）費用がかかり過ぎる、あるいは除去することが困難な場合を除いて、校舎のバリアの除去が求められている。（権利Ⅲの条項では、）コミュニケーション上のバリアの除去のほか、せまい廊下、握りづらい丸くなったドアノブなど建築上のバリアの除去をも求めている。

4. 施設の改築と新築

アクセシビリティガイドラインには、駐車場、ドア、玄関、噴水式水飲み場、浴室、表示、電話、固定式の椅子とテーブル、更衣室などの建物と敷地に関する一般設計（技術）基準が含まれている。

5. 介助動物

「介助動物」とは、盲導犬、聴導犬、あるいは障がい者のために働くように個別に訓練された動物のことである。

表2 合理的配慮の例（ノースカロライナ州の場合）

特別支援学校の教育課程には自立活動が領域として特設されており、このことが小中高等学校の教育課程と特別支援学校の教育課程を区別する最も象徴的な事項と言えます。

③ 障がい種に応じた教育課程の編成を行うこと

特別支援学校の学習指導要領では、個々の児童生徒の障がいの状態や特性に応じて教育課程を編成するとともに、指導内容の精選と配列の工夫等を行うこととされています。

④ 一人一人の障がいの程度や特性等に応じた環境整備を行うこと

特別支援学校の施設整備指針では、それぞれの障がい特性に応じた環境整備を行うことが示されており、学習しやすい校舎内環境、教室内環境の整備を適切に行う必要があります。

これらの視点を踏まえると、「一人一人の児童生徒の教育的ニーズに応じて障がい種別の指導の専門性に裏打ちされた指導を粛々で行うこと」、そのこと自体が特別支援学校における「合理的配慮」と捉えることができるのではないかと考えます。

殊に、障がい種別に応じた自立活動の指導は、その中核をなすものと考えられることから、今一度、自校の自立活動の指導を振り返ってみることをお勧めします。

自立活動は教育課程上の一領域に過ぎませんが、その性格上、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等、他の領域全てを包括しており、それぞれの領域において自立活動に基づく配慮が行われなければならないことを考えると、なお一層、「合理的配慮」との関連が深いのだと思います。

7 今後取り組んでいかなければならないこと

最後に、「合理的配慮」に関連して、今後取り組んで行かなければならない課題について述べさせていただきます。

(1) 就学先決定のプロセスにおける「合理的配慮」の位置付けの明確化

平成25年9月に学校教育法施行令が改正され、障がいのある児童生徒等の就学先決定の仕組みが見直されました。このことにより、当該の幼児児童生徒の障がいの状態等を踏まえた総合的な視点から就学先を決定することとなりました。そして、就学先の決定に当たっては、可能な限り当事者や保護者の意向を尊重することも求められています。

この就学先の決定に係り、保護者との協議を行う際に考慮しなければならないことは、まさに通常の学級へ就学した場合に提供される「合理的配慮」の内容となるのです。

ともすれば、就学の手続きと入学後に提供される「合理的配慮」が別々に捉えられがちですが、通常の学級への就学を希望した場合の論点がまさに「合理的配慮」であることを今一度、確認しておかなければなりません。

当該の保護者には、特別支援学校において提供される配慮と、通常の学級において提供される「合理的配慮」とをよく見比べて、どちらの場が我が子にとってより相応しいかを判断してもらうことが大切なのだと考えます。

(2) テストアコモデーションに関する理解啓発の必要性

これまで障がいのある幼児児童生徒が通常の学級において他の幼児児童生徒と共に学習をしていたことはよく知られてきた事実です。しかしながら、そのような幼児児童生徒がテストアコモデーションという考え方に基づいて適切に学習の成果が評価されていたか否かは別問題であるように思われます。

テストアコモデーションとは、端的に言えば、当該の幼児児童生徒の障がいの状態に応じて評定のためのテストの手続きや方法が適切に変更・調整され、当該の幼児児童生徒に応じた評定を行うということです。

例えば、肢体不自由のある幼児児童生徒が体育の授業でサッカーのゲームを行うといった場合、これまで、あるいは現在も状況が変わっていないかもしれませんが、グラウンドの隅で見学をしていることになります。そしてその幼児児童生徒の体育の評定は最低段階となっていました。

このようなことが現状において行われているとすれば、それはその幼児児童生徒の教育を受ける権利を奪ったことになるのです。

ですから、もし身体障がいによりサッカーのゲームに参加できない場合は、当該の幼児児童生徒

ができる活動を担保しなければなりません。そして、代替で行ったその活動に対して適切な評価が行われることになります。したがって、サッカーのゲームに参加しなかったことのみにおいて、評価が最低段階に留まることは起こらないのです。

これからは、このようなテストアコモデーションの考え方を通常の学級で学んでいる障がいのある幼児児童生徒を指導している小中学校等の教師に理解してもらうことが必要です。

そして、ゆくゆくは、これまで教師の主観によって決められていた評価基準に客観的な尺度を与えることを想定するとともに、特別支援学校における指導のノウハウをその基準作りに活かしてほしいと思っています。

(3) 特別支援学校で行われている様々な配慮や制度の維持・継承の必要性

上述したように、特別支援学校においては、これまでも一人一人の障がいの状態や特性等に応じた様々な配慮が行われてきました。場合によっては、相対的に「合理的配慮」の範疇を超えて行われている配慮や支援も少なくないと考えられます。

例えば、我が国においては高等部段階においても訪問教育が実施されています。このような制度はグローバルスタンダードに照らし合わせても、非常に優れた制度であると言えます。なぜならば、欧米では高等部段階の障がいの比較的重い子どもたちは教育の対象ではなく、医療の対象として医療関係の施設に措置されるからです。

今後、経済状況の悪化等により、特別支援学校において行われている手厚い支援や配慮が、「合理的配慮」の大義名分のもと、それらが後退するようなことがあってはなりません。

我が国は、世界に向けて「連続した多様な学びの場」の構築を標榜しています。そして、その学びの場の一つ一つが障がいの有無にかかわらず、全ての子どもにとって最も適した学びの場とするために、特別支援学校もその役割を全うしてほしいと願っています。

以上、雑ぱくに書かせていただきましたが、拙稿が一人でも多くの方々に「合理的配慮」を考えるきっかけになることを願っております。

1 はじめに

ユール保育園では、保護者と子どもへの支援ツールとして「すくらむ」を活用しています。「すくらむ」は、平成19年度より北海道教育庁上川教育局と上川保健福祉部の合同による取組の中で作成されたツールです。特別な教育的支援の必要な子どもたちの情報を円滑に小学校へ引き継ぐ為の方法を考える中から、個別の支援計画の作成を目指してプロジェクトチームを編成し、現在のファイルができました。

この「すくらむ」は、障がいの有無に関わらず一人一人に応じた支援を行うツールとして、必要に応じて支援者と子どもの状況を共有し、適切な支援を提供することを目指しています。またファイルは、本人・保護者が所持するものとし、主体は保護者であるということを基本理念としています。ファイルの構成は基本情報（様式1～5）、支援計画（様式6～8）、必要に応じて活用するオプションシート（様式9～11）で構成され、必要なシートを選んで使

個別支援計画（様式8）

[illegible]

様式第 1 号

個別支援計画

年 月 日 年 月 日 記入者： 年 組（才） 氏名

本人、保護者の希望（願い）

支援機関の意向

課題の解決に活用できそうかどうか（ある、できること）

取り組むべき課題、取り組むべき支援（取らなさん）

実施日程、実施を見込んだ日程

評価日程、月内の達成目標

本人への働きかけ

支援の手立て

達成確認の方法

成果

取り組んでおてどうだったか（評価日： 年 月 日）

評価

◆特集 早期における取組◆

用できます。

今回は子ども理解シート（様式6）、個別支援計画（様式8）の活用例を掲載しました。

具体的にどのように個別支援計画を立てていくのかをご覧ください。

① 子ども理解シート（様式6）～子どもの実態を把握する～

面談前に・・・

- ・保育士が「子ども理解シート」の項目である、生活面・行動・感覚・感情・性格・遊び・人との関わりについて日常のよさと気になることをまとめる。
- ・保護者にも事前にシート（保護者に負担のならない程度の簡単なもの）を渡しておき、家庭での様子をまとめておいてもらう。（事前に保護者に子どもの様子をまとめておいてもらうことにより、面談時間を有効に使える）。
- ・面談の前に家庭の状況（保護者がまとめたもの）と、保育園での様子をシートに記載する。
- ・上記をまとめた後で何が課題であり、目標にするかを設定しておく（支援の方向性を面談前に考えておく）。

面談時に・・・

- ・シートを見ながら保護者によさと気になることを伝える。
- ・面談中に保護者から聞いた家庭での様子をメモしておく。（後日シートに加える）

② 個別支援計画の作成（様式8）～支援を共有する～

- ・保護者の願い（子どもにこうなって欲しい姿）を共有し、保育園の様子と重ねて、そのためにどうしていくのかを、長期的な目標（就学前までを設定）と短期的な目標（6か月）を設定する。
- ・目標に対して、保育園ではどのような関わりをしていくか、家庭でもできそうなことを共有する。

面談後に・・・

- ・面談中に得た家庭の情報を記載して、後日保護者へシートと個別支援計画を渡す。

半年後に・・・

- ・個別支援計画を保護者と見直す。

※ 自分の思いが通らないと叩いたり、物を投げたりする（衝動性）行動が見られる子の事例より
子ども理解シート（様式6）行動・感覚・感情・性格の項目を抜粋

項 目	よさ・できること		気になること	
	本人について	環境について	本人について	環境について
行 動 感 情 ・ 感 覚 ・ 性 格	ここに書くことは・・・行動や性格の特徴、感情の起伏や気持ちのコントロール、敏感さや鈍感さなどです			
	・周りの人行動や身の周りの変化に気が付く ・負けず嫌い <u>約束したことは長時間記憶できる</u>	・光る物を集める ・時計に興味を持つ <u>祖父母の前では衝動的にならない</u>	・自分のしたいことがあれば無理に通そうとする ・してはいけないことの理解	 <u>母親に対して物を投げる</u>

太字は面談時に得られた情報

◆特集 早期における取組◆

本人・保護者の希望・願い

周りの子どもと仲よく過ごして欲しい。

保護者が、こうなって欲しいという
思いをここで受け取る。

長期目標

友達との関わりの中で約束を守れるようにする。

就学前を意識した長期的な目標
を設定する。

本人への働きかけ

- ・丁寧に出れた時は認める言葉を掛ける。
- ・できていない時には言葉を掛けながら一緒にする。
- ・本人の得意なことを通して周りの子どもと共にできる機会を作る。

支援機関の意見

同年齢の子どもたちとの関わりが増えてきた。
衝動的に叩く等の行動が見られなくなってきた。

短期目標

自分の身の回りのことを丁寧に出来るようにする。

半年程度で達成出来そうな課題の中から
身の周りのことを丁寧にすることを設定した。

環境調整の工夫

- ・同年齢の子どもとの関わりの中で、場面に合う言葉、相手の気持ちに目を向けられるような物（絵本、カード）を利用し伝える。

3 環境から子どもたちを観て行く視点

「すくらむ」とは、障がいの有無ではなく、出生から成人に至るまで自分らしく生きられるようにと願って作られたツールです。活用して感じたことは、記入することが目的ではなく、ツールを通して本人のありのままの姿（よさと気になること）を保護者と共有できることによさがあります。

「すくらむ」を活用するまでの面談は、当たり障りのない情報を伝えることのみであったり、または本人の特性を指摘することになったりと、保護者との信頼関係が悪化してしまうこともありました。

このシートを活用して大きく変わった点は、本人の特性のみに捉われることなく、本人と環境との作用によって気になる行動が引き起こされているという、環境から考える視点を持ち、子どもたちを見ていくことで、上手いいかない条件を（環境）私たちがいかに整えていくかによって、表れてくる姿も違ってくることを実感しました。そして個別支援計画とは、子どもたちが自分でも上手くできるようになるための環境を考えていくための計画と言えます。

子どもたちの周りの環境をどの様に整えていくかを考える時に、日常から意識しておくことは、保護者がどの様な日常を送りながら養育しているのか、どのような環境で育てているか、保護者の養育の考え方などを送迎時の何気ない会話の中から知っておくことで、支援の幅も広がります。

しかし、気を付けておくべきことは、私たちがこうあって欲しいと言う気持ちと保護者の気持ちは違うこともあるということです。よかれと思ひ伝えたことが、保護者にとっては育て方を否定された、と感じられてしまうようなことになっては、よい支援にはならないことを実感します。これまでの子育ての大変さに寄り添いつつ、保護者と同じ視点で一緒に今後のことを考えて行く姿勢も大切であると考えます。私たちが「すくらむ」をツールとして活用できたのは、環境を通して子どもたちを見ていく視点、これがあれば上手く出来る、この人とならできる、等の本人の周りの環境をどう整え

◆特集 早期における取組◆

ていくかという、私たちの保育のあり方と共感できたからだと言えます。そのことを保護者にも伝えて行くことで、どのような関わり方がその子どもにとって必要かを気付かせていくことができます。

環境を通して子どもたちを見ていくことで、どのように環境を整えていけば、できるようになったことが増え、その結果自立へ向かい、またできることが増えれば自信につながると考えます。そのために大切な条件とは、特定の大人（関わりをいつも決まった人）が一番の理解者になることです。その条件を整えるために、担当である保育士が抱えこまないように保育園全体で考える場面（ケース会議）や周りで出来るサポート体制を作っていくことも大切です。そのことで職員同士の理解も深まり、一緒に考えて行くことで対応の仕方が明白になります。

4 一人一人を大切にする支援とは

就学前の子どもたちにとって私たち（保育士）は保護者と同様に、その成長発達に大きく影響を与える存在であるとすれば、この時期に出会う私たちはその後の支援にも大きな影響を与えられます。

それは乳児期（0歳～2歳）の子どもたちは、関わる大人が、特定の人（保護者に代わる決まった大人）であることにより、その子どもの発達を理解し、必要な環境を整えることが可能になり、安全で安心した生活を送ることができます。特別な教育的支援を必要とする子どもたちとの関わり方も、乳児期の子どもたちとの関わりの中にヒントがあると感じます。例えば保育士が、一人一人の子どもの発達（できること、できないこと）を把握し、見守ったり少しだけ手を貸したりするような、その場その場での細やかな関わり方をすることで、安心した生活を送ることができます。そのような環境を整えるためには、日常のちょっとしたエピソードの中から、色々な場面で上手くできたこと、上手くいかないこと、得意なこと、苦手なことを日誌などに記録し、保育士と共に経験を積み重ねて、年2～3回(必要に応じて)の面談時に「子ども理解シート」でまとめておくことにより、一人一人の子どもの特性を理解し、次第に保護者に代わる第二の愛着関係を築いていくのだと考えます。これらのことから「すくらむ」が子育てを応援するツールになります。

エール保育園では開園当初より（平成16年開園）乳児期（0歳～2歳）の子どもは担当保育士による保育を三年間、幼児期（3歳～5歳）の三年間を特定の保育士（3年間変動なし）との異年齢混合保育を行っています。

特定の保育士との関わりを土台にしつつ、異年齢混合保育の環境は、特別な教育的支援を必要とする子どもたちにとっても過ごしやすい環境を提供できていると感じます。それは、同年齢の子ども同士ではうまく関われなくても、異なる年齢の子どもたちが周りにいてくれることで、人と関わる幅が広がり、この環境（人的）で様々な刺激を受けることにより、できなかったことができるようになっていく姿にはいつも感動させられます。そんな子ども同士の関わり（刺激）がどれほど影響力を与えていくのかは、私たちの想像を超えています。子どもたちにとっては、誰が特別な教育的支援を必要としているかはわからなくても、大人（保育士）がどのように関わっているかを、見ている子どもたちが自然に助けなくてはいけないことに気が付き、助けていたり、それが自然に支援につながったりしている姿があります。そのような姿を見ると日常の大人の関わり方も重要であり、支援計画を立てる中にも、周りの子どもたちを巻き込みながら、どのように支援に繋げていけるか等、人的環境と物的環境を活かしながら必要な手立てに盛り込んでいくよう考慮していくことが大切です。

「子ども理解シート」（様式6）を全園児が面談時に使用する意味も、一人一人を丁寧にみるための1つのツールになります。保育士がまとめたシートを保護者と共有したことで、「より我が子の理解につながった」「子育ての仕方が分かった」という意見、「保育士の専門性を感じられた」と言う声もいただいています。就学前の引継ぎの際にも、その子どものよさと苦手なところを伝えつつ、どのようにしたら集団の中で過ごせたか、本人ができるところを就学前の姿として、これまでの支援

◆特集 早期における取組◆

を小学校へ繋いで行きたいと考えています。

面談の中での情報共有だけではなく、保護者が、我が子の育てにくさを抱えながら、私たちには想像もつかないほどの心情を味わい、それを乗り越えようとしながら忙しい毎日を過ごしていることを知った上で、これまでの子育てに対してねぎらいの気持ちを伝えつつ、日常の中で得られた育て方のコツを聴くことが、私たちの学びの場になっているとも言えます。支援の中で子どもたちの自己肯定感を育てることが大切のように、大人（保護者、保育士）も上手くいった成功体験を共有する中で、自信をもって関わっていく姿が見られます。このことから、面談を通して子どもに対する支援と共に、その保護者、家族に対する支援も同様に行っているとも言えるのではないのでしょうか。

一人一人の子どもたちを大切にする支援とは、子どもと同様にその家族の思いも大切にしていくことであると考えます。我が子ができるようになったことが増えていくこと、集団の中で受け入れられながら過ごしている姿が見られること、これは、保護者、家族の喜びであります。そういう意味でも就学前の子どもたちと関わる私たちの役割は重要です。それは、私たちの課題でもあり、喜びとなるのではないのでしょうか。



芽室町発達支援システム ～早期からの支援の充実～



芽室町子育て支援課子育て支援係

主査 清末 有二

1 はじめに

芽室町は、帯広市の西に位置する人口19,039人（平成27年8月）の町です。平成21年度より「芽室町発達支援システム」として、発達支援を要する児童の早期発見から青年期までの各機関の取組を機能的につなぎ、一貫性と継続性のある支援体制を作ること为目标に取り組んできました。

2 芽室町発達支援システムとは

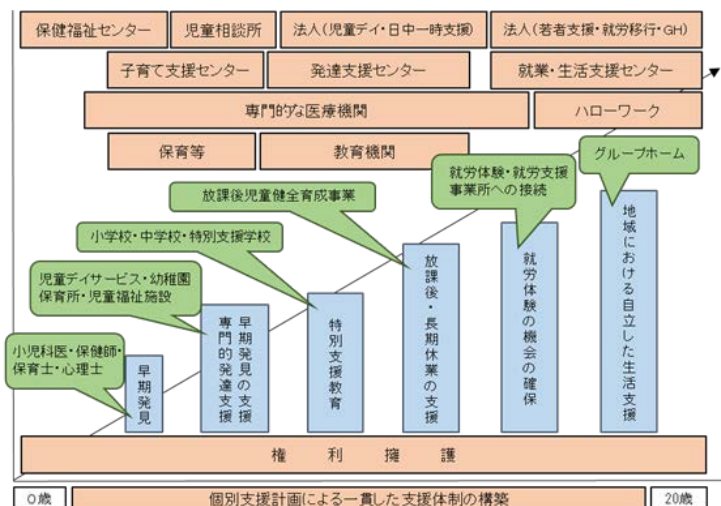


図1

一貫性と継続性のある支援には、主に二つの方向性があります。保健・保育・教育・福祉・医療・就労の関係機関、または外部機関協力を仰ぐ「横の連携」による一貫した支援の提供と、就学前から学齢期、さらに就労に至るまで、ライフステージをまたぐ「縦の連携」による継続した支援の提供です。早期に発見し、一貫性と継続性のある支援を学齢期・青年期へとつなぐことは、発達障害者支援法において自治体の責務とされています。また早期発見、早期支援が、その児童の予後の適応を高めることは、多くの調査・研究で示唆されています。

これまでどの機関においても、熱心な配慮等を行った保育、教育が実践されてきました。それらの丁寧な取組を積み上げ、機能的に「つなぐ」ことを目的としたのが芽室町発達支援システムです。

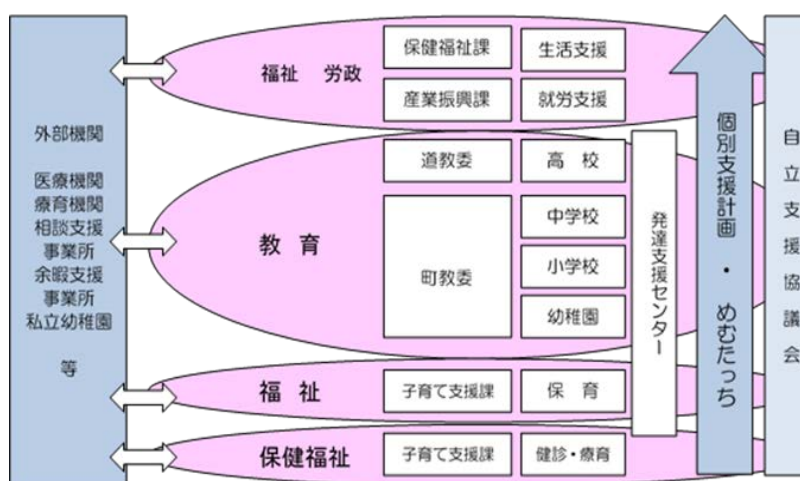


図2

このシステムにおいては、各分野をまたぐ総合的な取組が望まれます。情報ツールだけあっても相談体制がなければ活用されません。協議会だけあっても形骸化します。人を配置さえすれば解決する

◆特集 早期における取組◆

問題ではありませんし、一つの機関だけで解決することもできません。各分野が密接した総合的な取組と各実践が機能的に働くことで、発達支援を要する子どもたちへ一貫性と継続性のある支援を保障することができると思っています。

3 3つの連携内容と、3つの連携方略

一貫性と継続性のある支援構築のため、以下の3つの内容をつなぎたいと考えています。

- (1) 情報をつなぐ：その子どもの情報を正確に、必要な人・機関へタイムリーにつなぐ。
 - (2) 支援をつなぐ：その子どもが必要とする支援を、様々な活動場所またはライフステージをまたいでも保障されるようつなぐ。
 - (3) 人をつなぐ：その子どもを支援する様々なスタッフ同士、同じ悩みを抱える保護者間をつなぐ。
- この3つの内容を機能的につなぐために、以下の3つの方略で推進しています。
- (1) 人でつなぐ：従来の担当者間の引継ぎや保健師の子育て支援に併せて、地域コーディネーターや発達心理相談員を子育て支援課に配置、スクールライフアドバイザーを教育委員会に配置。
 - (2) ツールでつなぐ：子育てサポートファイル「めむたち」（以下めむたち）、芽室町個別支援計画などを用いてつなぐ。
 - (3) 場でつなぐ：保育と教育の架け橋をつくるカンファレンス（年3回）、特別支援教育連携協議会、芽室町発達相談事業などの実施。

これらの3つの連携方略から、早期支援に関わる取組についていくつかご紹介します。

4 人でつなぐ：地域コーディネーターと発達心理相談員の役割

(1) 地域コーディネーター

町内小学校からの割愛人事により、特別支援教育に精通した現職教諭を、子育て支援課に地域コーディネーターとして配置することで、以下のようなメリットがありました。

- ア：支援の一貫性と継続性を目指した「個別支援計画」の作成に係る庶務、相談、研修等を担い、町内の支援の充実を図ることができる。
- イ：発達相談を経て、当該児童に適正なサービス提供が可能な環境を調整することができる。
- ウ：特別支援教育への専門的な相談体制を確保することができる。
- エ：発達支援システム全体を見渡し、発達支援システム運営会議において関係課に必要な調整ができる。

(2) 発達心理相談員

発達に係る専門的な相談や検査を受けたいと思うと、以前は児童相談所の巡回相談（年3回）を待つか、児童相談所を訪れる必要がありました。

各ライフステージや機関をまたいで連携する際に、専門的な児童の実態把握は必須です。心理士資格を持った、専門的学識に基づく心理判定業務職員「発達心理相談員」を子育て支援課に配置することで、以下のようなメリットがありました。

- ア：身近な地域で専門的な相談・検査を、タイムリーに受けることができる。
- イ：健診やあいあい広場、幼稚園保育所巡回相談事業等において、発達状況を客観的に判断し、発達障がい等のスクリーニング機能を強化できる。
- ウ：専門的な相談・検査の後も、本人・保護者と継続的にかかわることができ、場合によっては幼稚園・保育所・学校・学童保育所などの所属機関まで出向いて支援することができるなど、継続的な専門相談が可能になる。

5 ツールでつなぐ：子育てサポートファイルめむたっちと芽室町個別支援計画

(1) 子育てサポートファイル「めむたっち」

児童の情報が一冊のファイルにまとまっていることで、必要な時に必要な人・機関へ、正確な情報を引き継ぐことができます。母子健康手帳を補完するような様式、各ライフステージごとの記録、医療や相談の記録、預けるときに相手方に知っておいてほしいことなどが様式として含まれている綴りファイルを、母子健康手帳の交付と同時に、町内の全ての子どもに配布しています。

「めむたっち」は、所属する機関や担当が変わったときの情報共有に活用できます。または託児に子どもを預ける際、居宅支援事業所利用の際、巡回相談のコンサルタントへの情報提供などの活用が考えられます。

障がいにて特化したサポートファイルには、渡すことに非常に配慮を要したり、渡されることが何か障がいの診断か判定を受けたかのように響いてしまう方へ、本来の目的を損なうおそれがありました。「めむたっち」は全戸配布であることから、子育て支援事業であり、障がい福祉施策ではなく児童福祉施策です。様式策定委員会には、町内の育児団体や小中PTA連合会も参加していただきました。

(2) 芽室町個別支援計画

発達支援を要する児童への支援に一貫性と継続性を保障するためのツールとして町内の幼稚園、保育所、小中学校、発達支援センターが個別支援計画の作成をしています。芽室町では平成 21 年 4 月に「芽室町個別支援計画の作成に関する要綱」を定め、一人一人の特性に合わせた目標と手立て・評価を引き継いでいく体制を目指しています。開始に際しては、広報で全町的に案内しました。作成マニュアルを各機関に配付し、毎年作成学習会を開催し運用を進めています。

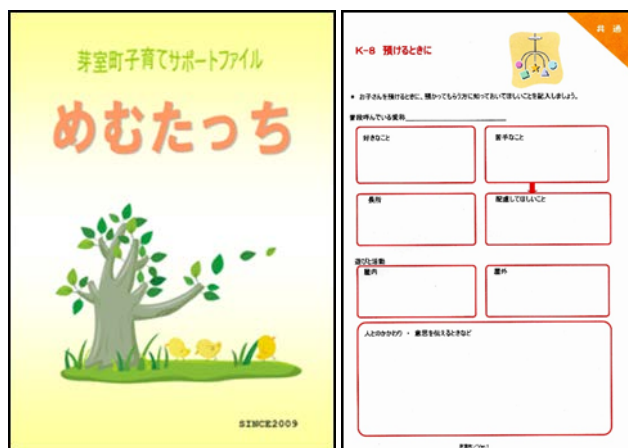


図 3

6 場でつなぐ：保育と教育の架け橋を作るカンファレンス

発達支援を要する児童にとって、幼稚園・保育所から小学校への移行は、幼少期に迎える最も大きなライフステージの節目です。幼稚園・保育所から小学校へのスムーズな移行を目指すため、芽室町個別支援計画、「サポートファイルめむたっち」など紙ベースのつなぎツール、地域コーディネーターや発達心理相談員、スクールライフアドバイザーなど人員配置によるつなぎ、特別支援教育連携協議会やコーディネーター会議など協議体でのつなぎ機能がありますが、合わせて芽室町では、幼稚園、保育所と小学校をつなぐ「保育と教育の架け橋を創るカンファレンス」が開催されています。就学前の引継ぎは多くの自治体でなされていますが、子どもの就学後の適応を、その子どもが通っていた幼稚園・保育所と、教育委員会・子育て支援課、発達支援センターが7～8月に小学校を訪れて情報共有する「入学後カンファレンス」までの3回が設定されていることが特色です。

7 発達支援センター機能

芽室町における早期療育の中核を担い、合わせて専門的な保護者支援と地域啓発に取り組むのが芽室町発達支援センターです。また乳幼児健診・就学時健診への参画や親子教室「あいあい広場」への

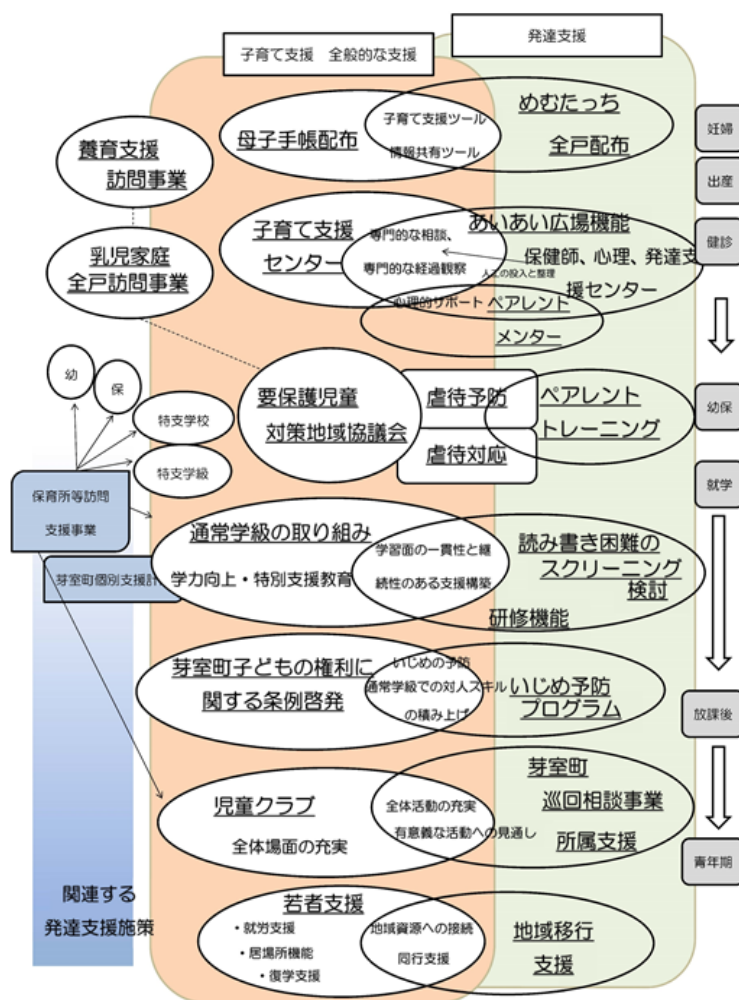
参画を通じた早期発見機能、芽室町巡回相談事業への参画や保育所等訪問支援事業を通じた所属支援を推進しています。

発達支援は一人一人に特化した取組であり、個に応じたアセスメントと支援を重視しています。このことは大変重要なことですが、しかし、次のような場面においては支援の機能が低下することもあります。

- このことについて、芽室町子育て支援施策との緩やかな包括として、図5のとおり視点を明確にすることで、以下の成果を目指しています。

- ## 個別支援計画の目的
- 目標を明確にして絞り込む“整理棚”としての支援計画
～ともすれば多岐に渡る保護者・支援者のねがいを、具体的に、優先順位を決め、達成可能な範囲を決めるために使う。
- 目標達成のための手だてを具現化する“メモ”としての支援計画
～どんな手だてで目標達成に向かうのか、明確にするために使う。
- 他の人との連携の“ツール（道具）”としての支援計画
～同僚や他機関の支援者、専門家と連携するために使う。
- 一人ひとりへの適切な支援をつなぐ“バトン”としての支援計画
～担当者が変わっても適切な支援が一貫して得られるために使う。

発達支援システム 子育て支援施策との緩やかな包括



9 今後の課題：芽室町読み書き支援スクリーニング事業

15

◆特集 早期における取組◆

平成25年度より、小学校1、2年生のうちに早い段階で子どもの状態を把握し、学級担任の先生をチームで支え、内外の専門家と連携し、その子の状態に応じて、根拠と見通しのある学習支援の内容を計画することを目指して、芽室町読み書き支援スクリーニング事業に取り組んでいます。この事業の中核は校内支援委員会であり、学校です。今後事例を重ねながら、一層の充実を目指していきます。

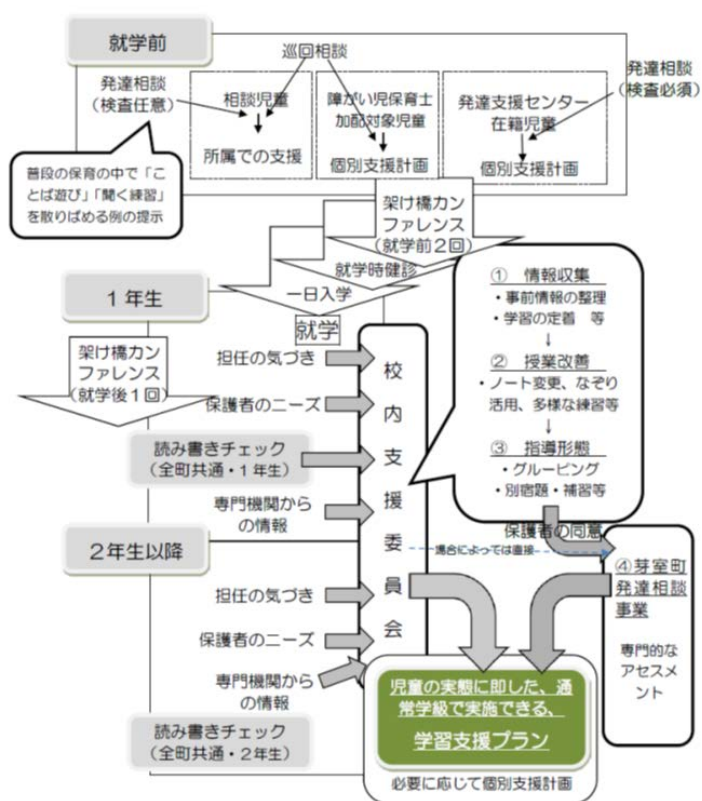


図 6

「特別支援学校における支援機器を活用した言語活動の充実に関する研究」 ～肢体不自由教育における支援機器の活用による授業の改善・充実～

研究の目的

ICT等の支援機器の活用

- 思考力、判断力、表現力等を育成する観点から、特別支援学校（肢体不自由）に在籍する児童生徒の言語活動の充実の視点を明らかにする。
- 特別支援学校（肢体不自由）において、教員の共通理解に基づいた言語活動の充実を図るための方策を明らかにする。

研究の内容

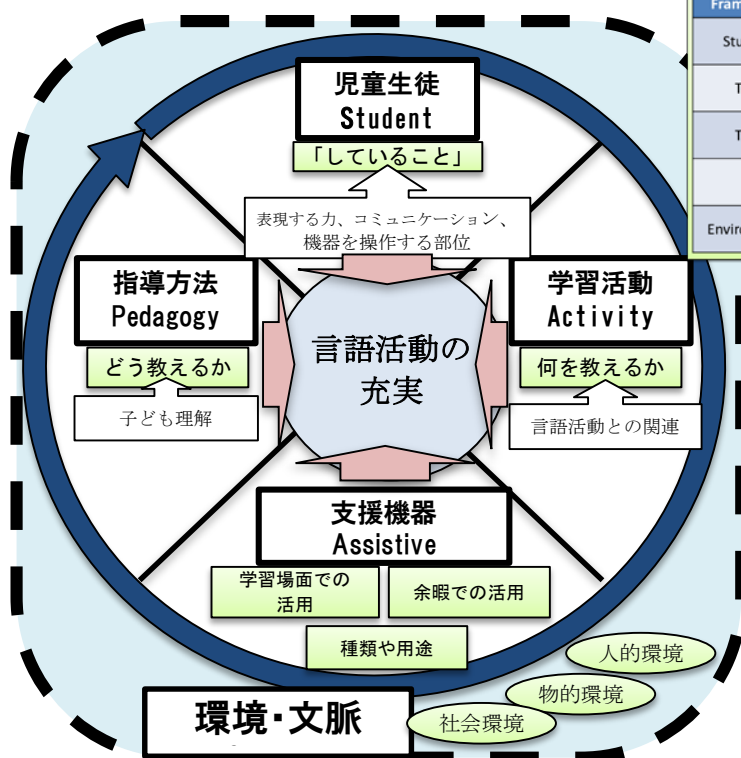
- 文献研究
 - ア 言語活動の充実や支援機器の活用など、授業の改善・充実を図るための視点や手立てについて文献研究を行う。
 - イ 特別な教育的支援を必要とする児童生徒の、教員の共通理解に基づいた効果的な支援機器の活用について文献研究を行う。
- 調査研究
 - ア 研究協力校を対象に、言語活動の充実及び支援機器の活用に関する調査を行い、結果を考察する。
 - イ 研究協力校における言語活動の充実及び支援機器の活用に関する実践事例の収集やWebアンケートを実施し、支援機器を活用して言語活動の充実を図るための視点や手立てについて検討する。

本研究における「言語活動」

発達の段階や身体の動きに応じて、思考力・判断力・表現力等を育む観点から、表情や発声、身振り等を含む広い意味での言語を、教科等の目標を達成するための手立てとする学習活動

支援機器を活用して言語活動の充実を図るための視点

SAAPeCフレームワーク



事例シートの背景となる考えや枠組み		教師の指導や支援に必要な視点		支援機器を活用して言語活動の充実を図るための視点
SETT Framework	HAAT Model	TPACK		
Student	Human	Content Knowledge		児童生徒 (Student)
Task	Activity	Technological Knowledge		学習活動 (Activity)
Tool	Assistive Technology	Pedagogical Knowledge		支援機器 (Assistive Technology)
Environment	Context	Contexts		指導方法 (Pedagogy)
				環境・文脈 (Context)

本研究では、支援機器を活用して言語活動の充実を図るための視点を、5つの視点の英語表記の頭文字から、「SAAPeC」と呼ぶこととしました。

「SAAPeCフレームワーク」は、「児童生徒」「学習活動」「支援機器」の順に情報を整理し、「指導方法」を設定する流れを図式化したものです。さらに、この流れの背景には、「環境・文脈」を考慮する必要があることを点線で示しています。

SAAPeCアセスメントシート

「SAAPeCフレームワーク」を実際の指導につなげるために、手順を明確にし、組織的に情報を整理したり目標や手立てを設定したりするために、「SAAPeCアセスメントシート」を作成しました。

The form is titled "SAAPeC Assessment Sheet" and includes sections for:

- 入力フォーム (Input Form):** Fields for school name, class, and student name.
- 情報の整理・入力 (Information Organization/Entry):** A table for recording student information.
- コミュニケーションの方法 (Communication Methods):** A table for recording communication methods.
- 支援機器の活用 (Support Technology Usage):** A table for recording the use of support technology.
- 児童生徒 (Student):** Fields for student name, class, and other details.
- 支援機器 (Assistive Technology):** Fields for recording the use of support technology.
- 学習活動 (Activity):** Fields for recording learning activities.
- 環境・文脈 (Context):** Fields for recording the context of the activity.
- 評価 (Evaluation):** Fields for recording the evaluation of the activity.

Annotations on the form include:

- コミュニケーションの状態や支援機器を活用している部位に関するチェックリストで、児童生徒に関する情報を整理します。** (Checklist for communication status and support technology usage to organize student information.)
- 支援機器の活用や個別単元目標、手立てに関するブレインストーミング** (Brainstorming on support technology usage and individual unit goals/handouts.)
- 個別の単元目標と手立ての設定** (Setting individual unit goals and handouts.)
- 指導の手立て等の見直し** (Review of guidance handouts, etc.)
- 評価** (Evaluation)
 - ・個別の単元目標は達成されたか
 - ・支援機器の活用は有効であったか

○ SAAPeCアセスメントシートは当センターWebサイトより、EXCEL形式でダウンロードすることができます。

http://www.tokucen.hokkaido-c.ed.jp/?page_id=45

研究の成果と課題

1 成果

- (1) 特別支援学校（肢体不自由）における支援機器を活用して言語活動の充実を図るための視点の整理
- (2) 「SAAPeCアセスメントシート」の開発
- (3) 「SAAPeC」の視点による事例の整理

2 今後の課題

- (1) 組織的な取組による授業の改善・充実の一層の推進

詳しくは研究紀要第28号をご覧ください。



北海道立特別支援教育センターからのお知らせ

冬季講座と公開講義のご案内

冬季講座

今年度は、12月25日、1月6日・7日・8日、1月12日・13日・14日に開催します。

一日又は半日を通して受講していただくコース制となっています。それぞれのコース内容と対象は、下記の通りです。当センターへ直接FAX又は電子メールで申込用紙を送信、もしくはWebページ上の申込フォームからお申込みください。

受講の可否については受講希望者あてにFAXで通知します。

なお、詳しい日程につきましては平成27年度事業案内のP28～29をご覧ください。（当センターWebページにも掲載しています。）

	コース（定員）		対 象	コース内容
12月25日 （金） 9:45 ～16:30	幼児期における子ども理解の視点と指導・支援の充実講座（エクストラ講座）		幼稚園・保育所職員等	特別な教育的支援が必要な幼児の指導・支援の充実を図るため、心理アセスメント等の結果を活用した子ども理解について研修します。
	田中ビネー知能検査Ⅴの理解（20名）		幼稚園、小・中学校教職員、高等学校教職員、特別支援学校教職員	田中ビネー知能検査Ⅴの基礎的な理解について研修します。
	WISC-Ⅳ知能検査の理解（20名）			WISC-Ⅳの基礎的な理解について研修します。
	フロスティググ視知覚発達検査の理解（10名）			フロスティググ視知覚発達検査の基礎的な理解について研修します。
1月6日 （水） 14:00 ～17:00	発達障がい専門性向上研修コースⅠ（45名）		幼稚園、小・中学校教職員、高等学校教職員、特別支援学校教職員	発達障がいの理解と対応や、発達障がいのある幼児児童生徒への授業の実践について研修します。
1月7日 （木） 9:00 ～17:00	発達障がい専門性向上研修コースⅡ（30名）		幼稚園、小・中学校教職員、高等学校教職員、特別支援学校教職員	発達障がいのある幼児児童生徒への支援の実践や校内体制の構築や学級経営について研修します。
1月12日 （木） 9:00 ～16:00	特別支援学校専門コース	聴覚障害（20名）	幼稚園、小・中学校教職員、高等学校教職員、特別支援学校教職員	聴覚障がい教育における現状と課題、手話を活用した授業づくりの実践等について研修します。 16:20 からトワイライト研修が行われます。（特セン研究成果報告）
	特別支援教育管理職研修コース（45名）		管理職もしくは、学校内において指導的立場の教諭	特別支援教育を推進するための学校経営・学校運営の在り方等について研修します。 16:20 からトワイライト研修が行われます。（特セン研究成果報告）

1月13日 (水)	特別支援学校専門コース 9:00～16:00	肢体不自由 (20名)	幼稚園、小・中学校教職員、高等学校教職員、特別支援学校教職員	身体の動きに関する実際把握や教科指導の実際、ICTの活用による授業改善等について研修します。 16:20 からトワイライト研修が行われます。 (特セン研究成果報告)
	教育相談指導者養成フォローアップ研修コース (2日日程)(20名) 9:00～16:00		幼稚園、小・中学校教職員、高等学校教職員、特別支援学校教職員	平成24年度より実施している教育相談指導者養成講習修了者を対象としたコースです。就学相談の進め方や、パートナーティーチャー派遣事業の取組について研修します。
1月14日 (木)	キャリア教育推進者研修コース(30名) 9:00～17:00		幼稚園、小・中学校教職員、高等学校教職員、特別支援学校教職員	キャリア発達の意義と各学部段階でのキャリア教育の推進や組織的対応による一人一人の段階に応じたキャリア発達を促す具体的な取組について研修します。

公開講義

研修講座で開催される基調講義や講義の一部を公開しています。講義ごとに受講することが可能です。「公開講義受講申込書」(当センターWebページからダウンロードできます。)に必要事項をご記入の上、当センターに直接FAX又は電子メールで送信、もしくはWebページ上からお申込みください。受講できない場合のみ連絡します。

講義番号	日 時	公開講義名(定員)	講 師
A15	1月7日(木) 9:00～12:00	幼児児童生徒のよさを生かした指導～心理検査の活用を通して～(15名)	北海道教育大学札幌校 教授 青 山 眞 二
A16	1月8日(金) 9:00～10:50	事例から考える発達障がいのある幼児児童生徒への対応(45名)	センター所員
A17	1月12日(火) 13:00～16:00	エンパワメントと虐待防止(45名)	エンパワメント・センター 主宰 森 田 ゆ り
A18	1月13日(水) 15:20～17:00	キャリア教育の教育課程上の位置付け(65名)	センター所員
A19	1月14日(木) 13:00～16:00	キャリア発達を支援する学校教育の役割(35名)	東北大学 名誉教授 菊 池 武 剋
A20	1月14日(木) 13:00～17:00	特別支援学校におけるキャリア教育の実際(35名)	教 員 センター所員
A21	1月15日(金) 9:00～10:50	特別支援学校におけるキャリア教育の実際(65名)	教 員

編集後記

今年度の「特別支援教育ほっかいどう」は、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築へ向けた取組という観点から、各学校や地域の取組を紹介いたします。

今回寄せられた、個別の支援計画を活用した早期からの充実した支援の取組や、町が一丸となって、町の子どもたちのために特別支援教育に取り組んでいる実際の様子から、北海道においても、各地で着実にインクルーシブ教育システムの構築へ向けた取組が推し進められていることを確認することができました。

「特別支援教育ほっかいどう」21号は、3期に分けて発行する予定です。今後も各学校や地域において、「合理的配慮」をキーワードとして、特別支援教育に関する実践などを紹介していきます。その取組を参考にさせていただき、読者の皆さんの教育実践の一助となれば幸いです。

最後になりましたが、玉稿をいただきました皆様に厚くお礼申し上げます。

お知らせ

当センターでは、メールマガジンを定期的に発行しております。御希望される方は、当センターWebページから登録いただきますようお願いいたします。

特別支援教育ほっかいどう21号(1)

発行：平成27年12月

編集：北海道立特別支援教育センター

〒064-0944 北海道札幌市中央区円山西町2丁目1番1号

電話 011-612-6211（代表） F A X 011-612-6213

E-mail tokucen@hokkaido-c.ed.jp

URL <http://www.tokucen.hokkaido-c.ed.jp/>

発行者：北海道立特別支援教育センター 所長 木村 宣孝

